令和８年度　沼津駅北口周辺エリア公共空間活用可能性検討業務委託
契約候補者選定に係るプロポーザル　参加要領

１　目的・趣旨

沼津駅周辺では、鉄道高架事業等を契機としたまちづくりが進められているほか、沼津駅北口周辺エリアにおいては、旧市民体育館の隣接地に新たな大型商業施設の出店による周辺環境の大きな変化が見込まれており、駅周辺の求心力や回遊性を高めるうえで重要な転換期を迎えている。

本業務は、こうした民間による新たな動きや周辺のまちづくりの動向に合わせて、効果的な公共空間の活用方法を検討し、エリア価値の一層の向上を図ることを目的に実施するものである。

２　契約の概要

（１）業務名　　令和８年度　沼津駅北口周辺エリア公共空間活用可能性検討業務委託
（２）業務内容　別紙「令和８年度　沼津駅北口周辺エリア公共空間活用可能性検討業務委託　公募仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
（３）履行期間　契約締結日から令和９年３月 31 日まで
（４）契約金額　提案限度額　　9,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
（５）支払方法　契約候補者と別途協議により決定する。なお、前金払を希望する場合は、契約金額の 50%以内とする

３　問い合わせ・書類提出先

沼津市都市計画部　まちづくり政策課
（〒410-8601　沼津市御幸町 16 番 1 号　沼津市役所内）
担当：渡邊、臼井　　電話：055-934-4760（直通）
E-mail：mati-seisaku@city.numazu.lg.jp

４　参加資格要件

次の（１）～（７）のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間に該当した場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者
（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
（３）沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
（４）沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置

を受けている者
（５）国税及び沼津市税の滞納がある者
（６）令和３年度以降、国及び地方公共団体が発注する同種業務の受託実績を有しない者※同種業務とは、駅前などの公有地を対象に現況調査・法規確認を行い、複数の整備案（ゾーニング・施設配置・概算費）を提示する調査・検討業務のこと。
（７）前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

なお、２つ以上の事業者が共同事業者を結成して参加する場合は、共同事業者各構成員が上記（１）～（７）に該当せず、かつ以下の要件を満たす者が本プロポーザルに参加する資格を有する。ただし（６）については、構成員のいずれかが該当する実績を有していれば良い。

① 構成員は、共同事業者の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
④ 参加申請時に共同事業者の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
⑤ 各構成員は、複数の共同事業者の構成員となることはできない。

５　契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和８年 11 月 16 日(月)　ホームページに掲載
2	質問受付	令和８年 11 月 20 日(金)　17 時までに電子メールで
3	質問回答	令和８年 11 月 25 日(水)　17 時までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込	令和８年 11 月 30 日(月)　17 時必着
5	プロポーザル参加承認通知	令和８年 12 月２日(水)　17 時までに電子メールで
6	企画提案書等の提出	参加承認日　から令和８年 12 月９日(水)　17 時まで
7	選考会（書類選考）	令和８年 12 月 11 日(金)　予定
8	選定結果の通知	令和８年 12 月 14 日(月)　予定
9	契約締結	令和８年 12 月 18 日(金)　予定

６　質問受付・回答

（１）質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール（様式任意）にて、件名を「令和８年度　沼津駅北口周辺エリア公共空間活用可能性検討業務委託プロポーザルについての質問」としたうえで提出すること。会社名、担当者名、電子

メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「３　問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

（２）回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

７　プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「３　問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、No.４～９の提出を不要とし、共同事業者を結成した場合は、No.１～９に加えてNo.10及びNo.11を提出すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式３）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

No	書類名	部数	備考
１	参加申込書（様式１）	１部	
２	同種業務実績表（様式２）	１部	記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付。
３	会社概要	１部	様式は任意だが１種類とする。 パンフレット等でも可。
４	暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式４）	１部	
５	登記簿謄本等 ＜法人登記をしている事業者＞ 履歴事項全部証明書 ＜個人事業者＞ 代表者身分証明書	１部	申込日から３か月以内に発行されたもの。

No	書類名	部数	備考
6	財務諸表 ＜法人登記をしている事業者＞ 貸借対照表 損益計算書 ＜個人事業者＞ 青色申告書又は確定申告書	１部	直近事業年度のもの。
7	沼津市納税証明書 ＜法人登記をしている事業者＞ 法人市民税納税証明書 （最新事業年度のもの） ＜個人事業者＞ 市県民税納税証明書 （最新のもの） ＜法人・個人　共通＞ 固定資産税納税証明書 （最新のもの）	各１部	課税があるものについて提出。 沼津市内に本社又は営業所のない事業者は提出不要。 申込日から３か月以内に発行されたもの。
8	国税納税証明書 （「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について） ＜法人登記をしている事業者＞ 「その３」又は「その３の３」 ＜個人事業者＞ 「その３」又は「その３の２」	１部	申込日から３か月以内に発行されたもの。
9	使用印鑑届兼委任状（様式５）	１部	参加申込から請求まで使用する印鑑を押印。 社印（角印）は任意だが、代表者印（丸印）の押印は必須とする。 参加申込から請求までを、本社ではなく支店や営業所に委任する場合は、「営業所等に事務を委任する場合」の記入を必須とする。
10	共同事業者協定書（様式自由）	１部	共同事業者を結成した場合必須。
11	代表者への代表権委任状（様式自由）	１部	

※なお No. ５、６、７、８、10 については、写しの提出を可とする。

８　プロポーザルへの参加承認の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、「３　問い合わせ・書類提出先」へ問い合わせること。また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

９　企画提案書等の提出

（１）提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「３　問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

①企画提案書提出届（様式６）
②企画提案書（様式自由）
③工程表（様式７）
④実施体制調書（様式８）
⑤見積書（様式自由、押印不要）

（２）企画提案書等の規格

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

①「（１）提出書類」のうち、②～④については、すべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の１ページ目の右上に挿入すること。
②「（１）提出書類」は、日本産業規格Ａ４で作成する。このうち、②～④については、この順に左綴じしたものを１部とし、これを５部提出する。Ａ４以外のサイズを用いる場合はＡ４サイズに折りたたむこと。

（３）その他、注意事項

①企画提案書は工程表、実施体制調書、見積書を除き５ページ以内で作成すること。
②見やすいもの、わかりやすいものとすること。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
④見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
⑤提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

10　提案する内容

「令和８年度　沼津駅北口周辺エリア公共空間活用可能性検討業務委託　公募仕様書　５　業務内容」に示す部分について、本市の特徴、現状、課題などを元に、提案者の経験やノウハウをどのように活かし、業務を遂行していくか提案を行うこと。

11　選考

（１）選考方法

企画提案書等提出書類を基に、「令和８年度　沼津駅北口周辺エリア公共空間活用可能性検討業務委託　契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、得点の総計が最も高い提案をした者を契約候補者として選定する。ただし、各選定委員の評価点を合計し、選定委員数で除した平均点が 60 点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

なお、得点の総計が最も高い提案をした者が２者以上いる場合には、別表「評価項目」のうち、「（１）企画提案力」に係る評価点の合計が高い者を選定する。

それでもなお同点の者がいる場合は、くじ引きにて契約候補者を決定する。該当者がくじ引き会場にいない場合は、その者に代わり本プロポーザルに関係のない市職員がくじを引き契約候補者を決定するものとする。

（２）評価項目

別表「評価項目」のとおり。

12　選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

13　参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（１）企画提案書等の提出期間中に提出書類一式を提出しなかったとき

（２）見積額が「２　契約の概要」に記載の提案限度額を超えている場合

（３）「４　参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき

（４）提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

（５）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

14　契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が「13　参加者の失格」（３）～（５）のいずれかに該当

したときは、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

（ホームページ ＞ 事業者のみなさんへ ＞ 契約・検査 ＞ 物品・役務（建設工事関連業務以外）＞ 「沼津市業務委託契約約款（ＰＤＦ）」）

15　契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、市の承認を得ること。

16　提出書類の取扱い

（１）提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

（２）本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

（３）提出書類は一切返却しない。

17　その他

（１）本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

（２）提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとする。登録のない者については、契約の権限を有する代表者名を記名し、参加申込時に提出する使用印鑑届と同じ印鑑で押印するものとする。ただし、「７No.４暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書、No.９ 使用印鑑届兼委任状」については、法人（本社）代表者実印の押印を必須とする。

18　参考資料

本プロポーザルに参加する上で参考となる資料は以下のとおり。

⑴ 第２次沼津市都市計画マスタープラン

⑵ 沼津市立地適正化計画

⑶ 沼津市中心市街地まちづくり戦略

別表　評価項目

評価項目		配点	合計配点
(1) 企画提案力	①業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容について全てを把握しているか	20	60
	②沼津市の既存計画を熟知し、本市の特徴、現状、課題などを十分把握しているか	20	
	③提案者の経験やノウハウを活かし、創意工夫があり、他には見られない提案が期待できるか	20	
(2) 業務遂行能力	④同種業務の実績があり、期待できるノウハウを有しているか	20	40
	⑤業務を円滑に進められる体制であり、業務執行過程が明確にスケジュール化されているか	20	
			100/100

ただし、各選定委員の評価点を合計し、選定委員数で除した平均点が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。